

昭島市指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7年 5月 13日

提出者 昭島市教育委員会  
教育長 山下 秀 男

昭島市指定文化財の指定について

昭島市文化財保護条例（昭和 51 年昭島市条例第 31 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の文化財を昭島市指定文化財に指定する。

記

種 別	名 称	所有者又は管理者
有形文化財 (考古資料)	和田哲氏寄贈資料一括	昭島市教育委員会

(提案理由)

昭島市文化財保護審議会条例（昭和 51 年昭島市条例第 32 号）第 2 条の規定に基づき昭島市文化財保護審議会より答申があったため、昭島市指定文化財に指定する必要がある。

令和 7 年 4 月 7 日

昭島市教育委員会 殿

昭島市文化財保護審議会  
会長 白川 宗昭

昭島市指定文化財に指定することについて(答申)

令和 7 年 1 月 17 日付昭教生ア第 63 号をもって諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 新たに市指定とすべき文化財について

種別	名称	所有者
有形文化財 (考古資料)	和田哲氏寄贈資料一括	昭島市教育委員会

2 指定事由等は別紙のとおりです。



記号番号	昭島市指定第三二号	種別	昭島市指定有形文化財 (考古資料)
名称	和田哲氏寄贈資料一括		
所有者 (所有者の住所)	昭島市教育委員会 (昭島市田中町一丁目一七番一号)	保管場所	昭島市郷土資料室 昭島市つつじが丘三丁目 三番一五号
指定年月日	令和七年五月一三日	告示	令和七年五月一四日
現況	<p>和田哲氏は考古学を専門とし、昭島市文化財保護審議会委員として会長を務めるなど六十一年以上、現在に至るまで、昭島市文化財行政に尽力されている。</p> <p>令和四年九月に和田哲氏より、川原道遺跡(龍津寺東遺跡の一部)出土物や八王子市の平町遺跡出土物など、資料一括が市教育委員会に寄贈され、現在はアキシマエンシス内に保管されている。</p> <p>なお、資料の詳細については、「和田寄贈資料目録」にて記載の通りであり、その数は、一万点を超える。</p>		
創始及び沿革	<p>川原道遺跡(龍津寺東遺跡の一部)出土の縄文中期から後期の完形品と、ほぼ復元された土器は六七点に及ぶ。中でもナンバー四三の土器は、発見当初、復元方法が未確立のため、和田哲氏が調査を経て、昭和二六年から二七年にかけて最初に復元されたもので、当時の復元技術を伝える貴重な遺物である。また、ナンバー五一の土器は縄文後期初頭、東北部の網取式土器の特徴を備えていることも注目される。他にナンバー六三の鉢形土器は、底部に網代底の圧痕が明瞭に残っている。</p> <p>一方、八王子市の平町遺跡出土の約二千点近い土器片の中には、本地域では当時、初めて見つかった茨城県霞ヶ浦方面の浮島式土器や、関西方面の北白川下層式土器が数点出土している。なお、北白川下層式土器については、当時の東西交流の様相を知ることができ、このことは研究者の関心を引き、現在では周辺の多くの遺跡で追認されている。</p> <p>他にも、表面採集された各地の土器、石器など、遺物収納コンテナ約二百箱に及ぶ資料、漁労用の網の底につける錘、多数の土堀り具である打製石斧などいずれも、文化財としての価値が非常に高いことが認められる。</p>		
指定理由	<p>右記より、いずれも考古学に資する貴重な歴史資料であるとともに、昭島市の原始時代の研究にとっても大変重要な資料であることから、一括して昭島市文化財保護条例(昭和五十一年昭島市条例第三一号)第四条第一項に規定する昭島市指定有形文化財(考古資料)に指定する。</p>		
参考文献	<p>「八王子市平町縄文前期遺跡」『古代』第五一号 一九六八年 和田 哲</p> <p>「多摩川流域の諸磯文化(一)」『多摩考古』第二三号 一九九三年 和田 哲</p> <p>「多摩川流域の諸磯文化(二)」『多摩考古』第二四号 一九九四年 和田 哲</p> <p>『東部関東縄文前期後半の文化―土器の型式編年を中心として―』 一九五八年 和田 哲</p> <p>『縄文前期浮島系土器論』 一九五九年著 一九九六年刊 和田 哲</p> <p>『和田寄贈資料目録』 二〇二二年 和田 哲</p>		

ナンバー43

・発見当時、復元方法が未確定であったため、和田哲氏が調査を経て、昭和26年から27年にかけて最初に復元された。当時の復元技術を伝える貴重な土器である。



ナンバー51

・縄文後期初頭の東北南部に分布する網取式土器の特徴を備えた土器。当時の交流関係を知ることができる。



ナンバー63

・底部に網代底（あじろぞこ）の圧痕が明瞭に残っている鉢形土器。

